

# 日本レコード協会規格

RIS 503 別冊<sup>-2021</sup>

## ISRC 附番規則

2021年 1月 1日制定

一般社団法人 日本レコード協会



日本レコード協会規格  
RIS 503 別冊-2021

ISRC 附 番 規 則

1.	目的	2
2.	実践ガイド	2
2.1.	原則	2
2.2.	リミックス/リマスタリング 等	3
2.3.	年次コード	4
2.4.	レコーディング番号	4
2.5.	レコーディングの権利者とISRC	4
2.6.	音楽ビデオレコーディング	5
3.	ISRC のエンコード	5
3.1.	CD	6
3.2.	MD	6
3.3.	DVD-Audio	6
3.4.	DVD-Video	6
3.5.	Super Audio CD	6
3.6.	VHS 音楽ビデオ及びその他のアナログ媒体	6
3.7.	電子配信音楽 等	6
4.	付録	8
4.1.	旧国名コード	8
4.2.	プレフィックスコード	11
4.3.	ISRC マネージャー一覧	11
5.	原案作成委員会	12

## 1. 目的

この別冊規程は、国際標準レコーディングコード (ISRC) (RIS 503) の内容を補足するものである。

## 2. 実践ガイド

この項目は、RIS 503 第 3 項「ISRC の基本原則」の補則である。

### 2.1. 原則

#### 2.1.1. 固有の ISRC

異なる個々のレコーディングには、固有の ISRC が付番されなければならない。

- 例：
- 音楽(ライブレコーディング, スタジオレコーディング)
  - 音楽ビデオ(プロモーションビデオ, ライブビデオ)
  - ラジオドラマ
  - 落語
  - ライブの MC トラック
  - 波の音
  - カラオケレッスンの歌唱指導トラック

#### 2.1.2. 創作的変更

既存のレコーディングであっても、創作的な意図により変更が加えられた場合、すべての異なるトラックに個別の ISRC を割り当てなくてはならない。ただし、既存のレコーディングに変更を加えることなく再使用する場合には、既に割り当てられている ISRC が再度使用される。

- |                         |                        |
|-------------------------|------------------------|
| 例： ISRC JP-RJ0-03-01234 | オリジナルレコーディング           |
| ISRC JP-RJ0-03-01235    | カラオケバージョン              |
| ISRC JP-RJ0-03-01236    | 一部をリピート・カットしたバージョン     |
| ISRC JP-RJ0-03-01237    | ナレーションや SE が加えられたバージョン |
| ISRC JP-RJ0-03-01238    | ピッチを1%上げたバージョン         |

#### 2.1.3. 個別の利用

トラック等で区切られており、個別に利用可能なレコーディングには、それぞれに固有の ISRC を付番する。

- 例：
- クラシック音楽の各楽章
  - 隠しトラック
  - インターロード(曲間によく見られる、音楽や話し声を含む短いトラック。)
  - インタビュー

#### 2.1.4. 再使用の不可

レコーディングの一義的で明瞭な識別を確保するため、一度割り当てられた ISRC はいかなる事情があっても再使用することはできない。技術的エラーが原因で誤った付番が行われた場合、その番号は使用可能な番号のリストから削除し、別のレコーディングに付番してはならない。

ISRC ユーザー(登録者)は、国内 ISRC 登録代行機関及び関連取引先に、上記に従って削除された番号と誤って番号が付番された音源を通知しなくてはならない。

### 2.1.5. 発売形態の非依存

レコーディングに変更が加えられない限り、発売形態(媒体、装丁、価格等)には関係なく、付番された ISRC は不変であり、新しい ISRC を付番してはならない。

- 例：
- シングル CD に収録してリリースしたレコーディングを、変更を加えずにアルバム CD に収録してリリースする場合。
  - CD に収録してリリースしたレコーディングを、媒体特性に合わせるためだけに、リマスタリング時に EQ・COMP 処理をし、別形態(ハイレゾ配信、LP 等)に収録してリリースした場合。

## 2.2. リミックス/リマスタリング 等

### 2.2.1. リミックス/バージョン違い

ひとつのレコーディングのリミックス、バージョン違いには、それぞれに異なる ISRC を付番しなくてはならない。ISRC ユーザー(登録者)は、リミックス等作成に使用したオリジナルレコーディングの ISRC についても記録しておくことが望ましい。

なお、レコーディングの内容に変更があった場合に限り、そのレコーディングをバージョン違いと見なす。

- 例：
- 歌詞、楽曲、演奏などに変更が加えられたレコーディングの場合。
  - 歌詞、楽曲などの変更がない別レコーディング(別演奏)の場合。
  - ボーカル曲から歌や台詞等を抜いて、カラオケやインストを作成した場合。

### 2.2.2. リマスタリング

音質の修復を行わず、複製を目的としてリマスタリングをする場合、異なる ISRC を付番してはならない。

### 2.2.3. 歴史的レコーディングの修復

リマスタリングや編集の技術によって、歴史的レコーディングの音質修復を行った場合、処理されたレコーディングはオリジナルとは別バージョンと考えられるため、新しい ISRC を付番する。

### 2.2.4. 演奏時間の変更

レコーディングの演奏時間に変更された場合には、新しい ISRC を付番することが望ましい。ただし、以下の場合はこの限りではない。

- 測定方法の違いやフェード変更が原因で発生した演奏時間の誤差が10秒以内であり、
- 権利の管理に何ら影響を及ぼさず、
- 演奏時間の変更が創作的意図によるものではない場合。

### 2.2.5. マルチチャンネル・リミックス

あるトラックをマルチチャンネル・リミックスした場合、同一音源のステレオミックスとは異なる ISRC を付番しなくてはならない。ただし、民生用機器による単純なミックスダウンで作られるステレオミックスに異なる ISRC は必要ない。

### 2.2.6. 古いレコーディングのリミックス

古いレコーディングに創作的変更を加えて異なるレコーディングを制作した場合、新しい ISRC を付番しなくてはならない。その際、年次コードは付番した年の西暦年下2桁とする。

## 2.3. 年次コード

「ユーザー発行・管理プラン」ユーザー及び「ISRC マネージャー発行・管理プラン」ユーザーによる ISRC 付番に際し、年次コードはユーザー（登録者）及び ISRC マネージャーが付与しなければならない。

なお、年次コードは著作権隣接権の保護開始年を示すものではない。

- ※ 旧運用基準では、レコーディングのオリジナルマスタ完成年の西暦年下2桁を年次コードとしていたが、現在は国際的にこのような運用は行われていない。
- ※ 旧運用基準下においても、1940年以前の年度は使用しないよう推奨されていたため、ISRC システム上での“2000年問題”は2040年まで発生しない。

### 2.3.1. 既存のレコーディング

ISRC が付番されていなかったレコーディングには、再発売のときまでに、レコーディングの現在の権利者が ISRC を付番する。

### 2.3.2. 著作権保護期間が過ぎたレコーディング

国によって著作権保護期間が異なる場合や、法改正により保護期間が延長される場合も想定し得るため、著作権保護期間が過ぎたレコーディングにも ISRC を付番しなくてはならない。

## 2.4. レコーディング番号

「ユーザー発行・管理プラン」ユーザー及び「ISRC マネージャー発行・管理プラン」ユーザーによる ISRC 付番に際し、レコーディング番号はユーザー（登録者）及び ISRC マネージャーが付与しなければならない。

レコーディング番号は、年次コードによって示される同一年の中で重複して付与してはならない。“00001”から連続して付与することが望ましいが、将来 ISRC が重複する可能性がない限り、製作者は5桁のレコーディング番号の形式に則った他の方式を使用しても差し支えない。

## 2.5. レコーディングの権利者と ISRC

### 2.5.1. ライセンスされたレコーディング

ISRC ユーザーでない国内のレコーディングの権利者（ライセンサー）から、ISRC が付番されていないレコーディングのライセンスを受けたとき、ライセンシーが「ユーザー発行・管理プラン」ユーザーである場合、原則として、ライセンシーが ISRC を付番し、ライセンサーに

ISRC を通知する。

ただし、上記以外の場合は、ライセンシーが当該レコーディングに ISRC を付番することはできない。

なお、国外のライセンサーから、ISRC が付番されていないレコーディングのライセンスを受けた場合は、ライセンシーが当該レコーディングに ISRC を付番することはできない。

### 2.5.2. 売却・譲渡されたレコーディング

そのレコーディングが売却・譲渡されても、一度付番された ISRC は不変のまま保持されなくてはならない。

### 2.5.3. 共有レコーディング

ひとつのレコーディングを複数の権利者で共有する場合、どちらの責任でそのレコーディングに ISRC を付番するかについて同意しておかなくてはならない。

### 2.5.4. メドレー

ISRC は、トラックで区切られたレコーディングを識別するためのコードであり、そのものがレコーディングの権利者を示すものではない。1つのトラックに複数の音楽作品が含まれている場合にも、レコーディングとしては1つであるので、ISRC は1つしか付番されず、また物理的にも1つしかエンコードできない。

## 2.6. 音楽ビデオレコーディング

プロモーションビデオ、コンサート映像等がこれに含まれる。音楽ビデオレコーディングに ISRC を付番する際は、音楽ビデオレコーディング用に割り当てられた登録者コードを用いなくてはならない。

### 2.6.1. コンサート映像

DVD-Video 等のデジタル媒体に収録するコンサート映像は、少なくともチャプター等で区切られた単位で固有の ISRC を付番する。なお、一部分のみが、オーディオレコーディング、音楽ビデオレコーディング、もしくはその他のビデオ著作物として利用可能な場合には、その部分をチャプター等で区切り、固有の ISRC を割り当てることが望ましい。

### 2.6.2. 関連の映像著作物

音楽ビデオ以外の一般映像著作物には、通常 ISAN (International Standard Audiovisual Number) が適用される。ただし、音楽の実演がコンテンツの主要部分を構成していない素材(例:インタビュー、ドキュメンタリー)であっても、オーディオレコーディングと音楽ビデオレコーディングに密接な関連がある素材については、その識別のために ISRC を適用することができる。

これらに ISRC を付番した場合、それらが音楽ビデオ以外の映像著作物であることを明確に識別しておく必要がある。

### 3. ISRC のエンコード

ISRC は、使用されるデジタル音楽媒体に、その仕様に基づいて、マスタリング又はオーサリングの段階でエンコードする。その場合は、当該レコーディングに付番した ISRC 以外の文字列を記録してはならない。

**エンコード:**媒体の仕様に従って、デジタル方式でデータを付加すること。

※ 国際規格 (ISO 3901) 制定当初、ISRC は放送局が CD 等の媒体から読み取って楽曲利用報告に使用することが想定されていたため、媒体へのエンコードが製作者の責務のひとつとされた。しかし、技術が発達した現在、別の技術的手法による放送利用実績と ISRC を関連付けた報告方法が確立されつつあり、国内・国外ともに媒体から ISRC を読み取る利用モデルは想定できない状況にある。また、媒体への ISRC エンコードは製作者に少なからぬ負担をかけることから、エンコードの責務については国際規格でも見直しが見込まれている。

かかる状況を踏まえ、日本においても媒体への ISRC のエンコードを必須としていた従来の規定を見直し、各自の事情に合わせ製作者自身が媒体へのエンコードの可否を決定できるものとする。ただし、媒体へのエンコードを中止することにより新規レコーディングに対する ISRC 付番が疎かになることがないように、管理責任者には、社内における ISRC の意義・目的の再徹底と、必要に応じて適切な付番を担保するための社内ルールを整備することが求められる。

#### 3.1. CD

ISRC や PQ データは、マスタリング時にディスクのサブコード (Q チャンネル) に固定される。そのため、各トラックへの ISRC をはじめ、デジタルコピー禁止フラグ及び JAN コード等の販売用コードのエンコードは、マスタリングの際に行わなくてはならない。

#### 3.2. MD

ディスク最内周の TOC エリアに、全トラックの ISRC 等の情報がまとめて記録される。

一般に、CD 用マスタは記録済み MD の製造にも使用できるが、ISRC 情報等については、MD 用オーサリングシステムを用いてデータ入力を行う必要がある。

#### 3.3. DVD-Audio

ISRC は、オーサリングシステムを用いて、オーディオストリームのプライベートヘッダに固定される。複数のオーディオストリームに異なるレコーディングを収録する場合は、それぞれに一義的な ISRC を付番・設定すること。

なお、ISRC は DVD-Audio コンテンツのコピー制御に使用されており、セキュアなレコーダーへのコピー回数を管理するためには、ディスクに ISRC が記録されていなくてはならない。

#### 3.4. DVD-Video

DVD オーディオに類似した構造を持つ。ISRC はオーサリングの段階で、オーディオストリーム毎に設定する。

#### 3.5. Super Audio CD

ISRC とジャンルリストは TOC エリアにまとめて記録される。

#### 3.6. VHS 音楽ビデオ及びその他のアナログ媒体



アナログ媒体では、ISRC情報を収容する場所は特に用意されていない。音楽ビデオの場合、本編前の時計画像や、付随文書に記載する等の方法がある。

### 3.7. 電子配信音楽 等

電子配信に対応するほとんどのファイル形式に、オーサリングソフトを用いて ISRC を記録することが可能である。

なお、MPEG-1 Audio Layer 3(通称「MP3」)に代表される「ID3 タグ」システム対応の音声圧縮ファイルについては、ISRCを含む権利管理情報をここに記述することが可能である。

## 4. 付録

## 4.1. 旧国名コード

英語表記の2文字コード及び日本語による国名・地域名の一覧

(出典: 日本工業規格 JIS X 0304 ... ISO 3166-1 準拠)

AD	アンドラ公国	BT	ブータン王国
AE	アラブ首長国連邦	BV	ブーベ島
AF	アフガニスタン・イスラム共和国	BW	ボツワナ共和国
AG	アンティグア・バーブーダ	BY	ベラルーシ共和国
AI	アンギラ	BZ	ベリーズ
AL	アルバニア共和国	CA	カナダ
AM	アルメニア共和国	CC	ココス諸島
AN	オランダ領アンチル	CD	コンゴ民主共和国
AO	アンゴラ共和国	CF	中央アフリカ共和国
AQ	南極大陸	CG	コンゴ共和国
AR	アルゼンチン共和国	CH	スイス連邦
AS	米領サモア	CI	コートジボワール共和国
AT	オーストリア共和国	CK	クック諸島
AU	オーストラリア連邦	CL	チリ共和国
AW	アルバ	CM	カメルーン共和国
AX	オーランド諸島	CN	中華人民共和国
AZ	アゼルバイジャン共和国	CO	コロンビア共和国
BA	ボスニア・ヘルツェゴビナ	CR	コスタリカ共和国
BB	バルバドス	CU	キューバ共和国
BD	バングラデシュ人民共和国	CV	カーボヴェルデ共和国
BE	ベルギー王国	CX	クリスマス島
BF	ブルキナファソ	CY	キプロス共和国
BG	ブルガリア共和国	CZ	チェコ共和国
BH	バーレーン王国	DE	ドイツ連邦共和国
BI	ブルンジ共和国	DJ	ジブチ共和国
BJ	ベナン共和国	DK	デンマーク王国
BL	サン・バルテミー島	DM	ドミニカ国
BM	バーミューダ諸島	DO	ドミニカ共和国
BN	ブルネイ・ダルサラーム国	DZ	アルジェリア民主人民共和国
BO	ボリビア共和国	EC	エクアドル共和国
BR	ブラジル連邦共和国	EE	エストニア共和国
BS	バハマ国	EG	エジプト・アラブ共和国

EH	西サハラ	IM	マン島
ER	エリトリア国	IN	インド
ES	スペイン	IO	英領インド洋地域
ET	エチオピア連邦民主共和国	IQ	イラク共和国
FI	フィンランド共和国	IR	イラン・イスラム共和国
FJ	フィジー諸島共和国	IS	アイスランド共和国
FK	フォークランド(マルビナス)諸島	IT	イタリア共和国
FM	ミクロネシア連邦	JM	ジャマイカ
FO	フェロー諸島	JO	ヨルダン・ハシェミット王国
FR	フランス共和国	JP	日本国
GA	ガボン共和国	KE	ケニア共和国
GB	グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国	KG	キルギス共和国
GD	グレナダ	KH	カンボジア王国
GE	グルジア	KI	キリバス共和国
GF	仏領ギアナ	KM	コモロ・イスラム連邦共和国
GG	ガーンジー島	KN	セントクリストファー・ネーヴィス
GH	ガーナ共和国	KP	朝鮮民主主義人民共和国
GI	ジブラルタル	KR	大韓民国
GL	グリーンランド	KW	クウェート国
GM	ガンビア共和国	KY	ケイマン諸島
GN	ギニア共和国	KZ	カザフスタン共和国
GP	グアドループ島	LA	ラオス人民民主共和国
GQ	赤道ギニア共和国	LB	レバノン共和国
GR	ギリシャ共和国	LC	セントルシア
GS	南ジョージア島・南サンドイッチ諸島	LI	リヒテンシュタイン公国
GT	グアテマラ共和国	LK	スリランカ民主社会主義共和国
GU	グアム	LR	リベリア共和国
GW	ギニアビサウ共和国	LS	レソト王国
GY	ガイアナ協同共和国	LT	リトアニア共和国
HK	香港特別自治区	LU	ルクセンブルク大公国
HM	ハード島・マクドナルド諸島	LV	ラトビア共和国
HN	ホンジュラス共和国	LY	大リビア・アラブ社会主義人民ジャマーヒリーヤ国
HR	クロアチア共和国	MA	モロッコ王国
HT	ハイチ共和国	MC	モナコ公国
HU	ハンガリー共和国	MD	モルドバ共和国
ID	インドネシア共和国	ME	モンテネグロ
IE	アイルランド	MF	サン・マルタン島
IL	イスラエル国	MG	マダガスカル共和国

MH	マーシャル諸島共和国	PN	ピトケアン島
MK	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	PR	プエルトリコ
ML	マリ共和国	PS	パレスチナ被占領地区
MM	ミャンマー連邦	PT	ポルトガル共和国
MN	モンゴル国	PW	パラオ共和国
MO	マカオ特別自治区	PY	パラグアイ共和国
MP	北マリアナ諸島連邦	QA	カタール国
MQ	マルティニーク島	RE	レユニオン
MR	モーリタニア・イスラム共和国	RO	ルーマニア
MS	モントセラト	RU	ロシア連邦
MT	マルタ共和国	RW	ルワンダ共和国
MU	モーリシャス共和国	SA	サウジアラビア王国
MV	モルディブ共和国	SB	ソロモン諸島
MW	マラウイ共和国	SC	セーシェル共和国
MX	メキシコ合衆国	SD	スーダン共和国
MY	マレーシア	SE	スウェーデン王国
MZ	モザンビーク共和国	SG	シンガポール共和国
NA	ナミビア共和国	SH	セントヘレナ島
NC	ニューカレドニア	SI	スロベニア共和国
NE	ニジェール共和国	SJ	スバルバル諸島・ヤンマイエン島
NF	ノーフォーク島	SK	スロバキア共和国
NG	ナイジェリア連邦共和国	SL	シエラレオネ共和国
NI	ニカラグア共和国	SM	サンマリノ共和国
NL	オランダ王国	SN	セネガル共和国
NO	ノルウェー王国	SO	ソマリア民主共和国
NP	ネパール王国	SR	スリナム共和国
NR	ナウル共和国	ST	サントメ・プリンシペ民主共和国
NU	ニウエ	SV	エルサルバドル共和国
NZ	ニュージーランド	SY	シリア・アラブ共和国
OM	オマーン国	SZ	スワジランド王国
PA	パナマ共和国	TC	タークス諸島・カイコス諸島
PE	ペルー共和国	TD	チャド共和国
PF	仏領ポリネシア	TF	仏領極南諸島
PG	パプアニューギニア独立国	TG	トーゴ共和国
PH	フィリピン共和国	TH	タイ王国
PK	パキスタン・イスラム共和国	TJ	タジキスタン共和国
PL	ポーランド共和国	TK	トケラウ諸島
PM	サンピエール島・ミクロン島	TL	東ティモール民主共和国

TM	トルクメニスタン	VA	バチカン市国
TN	チュニジア共和国	VC	セントビンセント及びグレナディーン諸島
TO	トンガ王国	VE	ベネズエラ・ボリバル共和国
TR	トルコ共和国	VG	英領バージン諸島
TT	トリニダード・トバゴ共和国	VI	米領バージン諸島
TV	ツバル	VN	ベトナム社会主義共和国
TW	台湾	VU	バヌアツ共和国
TZ	タンザニア連合共和国	WF	ワリス・フテユナ諸島
UA	ウクライナ	WS	サモア独立国
UG	ウガンダ共和国	YE	イエメン共和国
UM	米領太平洋諸島	YT	マイヨット島
US	アメリカ合衆国	ZA	南アフリカ共和国
UY	ウルグアイ東方共和国	ZM	ザンビア共和国
UZ	ウズベキスタン共和国	ZW	ジンバブエ共和国

#### 4.2. プレフィックスコード

最新の日本国内 ISRC プレフィックスコード一覧は、ISRC サイトを参照すること。

#### 4.3. ISRC マネージャー一覧

最新の日本国内 ISRC マネージャー一覧は、ISRC サイトを参照すること。

## 5. 原案作成委員会

この規格の原案作成は、情報・技術連絡会が担当した。

## 情報・技術連絡会 構成表

	氏名	所属
(幹事)	斉藤 徹	日本コロムビア株式会社 A&C 本部 スタジオ技術部
(副幹事)	平野 拓	キングレコード株式会社 ライツビジネス本部 デジタルビジネス部
(委員)	谷口 誠	株式会社 JVC ケンウッド・ビクターエンタテインメント 制作管理部
	高木 忠	ユニバーサル ミュージック 合同会社 編成業務管理本部
	武田 祐司	日本クラウン株式会社 業務本部 商品管理部
	川村 聡	日本クラウン株式会社 制作宣伝管理部
	二宮 慎吾	株式会社徳間ジャパンコミュニケーションズ マーケティング本部 開発営業部
	中山 博文	株式会社ソニー・ミュージックソリューションズ パッケージソリューションカンパニー
	小山 貴啓	株式会社ソニー・ミュージックソリューションズ パッケージソリューションカンパニー
	川崎 義博	株式会社ポニーキャニオン マーケティング本部 デジタルオーディオマーケティング部
	森 靖之	株式会社ワーナーミュージック・ジャパン Operations 進行・Vision グループ
	中島 和義	エイベックス・エンタテインメント株式会社 レーベル事業本部 デジタルマーケティンググループ
	佐多 美保	株式会社ヤマハミュージックコミュニケーションズ 制作宣伝グループ
(事務局)	丹野 祐子	一般社団法人日本レコード協会 企画・広報部
	米内 友伸	一般社団法人日本レコード協会 企画・広報部
	渡部 智子	一般社団法人日本レコード協会 企画・広報部
	金澤 春花	一般社団法人日本レコード協会 企画・広報部
	石見 京助	一般社団法人日本レコード協会 企画・広報部